戸開走行保護装置

Unintended Car Movement Protection

・戸開走行保護装置の検査項目
・要是正の判定基準
・戸開走行保護装置の検査表

改定日　2018 年　2 月 16 日

日本オーチス・エレベータ株式会社

© 2018 日本オーチス・エレベータ株式会社

「製品に関する技術情報」利用規約

製品に関する技術情報（以下、本情報とします）は建築基準法第１２条第３項に定められた定期報告制度に基づく検査及び報告を実施するにあたって製造者である日本オーチス･エレベータ株式会社（以下「弊社」といいます）が提供する技術的情報です。
なお、本情報を利用する弊社社員以外の者（以下「利用者」といいます）は、以下の項目に同意、了承の上で利用したものとみなします。

1. 利用者は、本情報を昇降機に関する適切な知識、技術を有する者が本情報に指定された機種、部位に限定して利用させるものとし、利用に関連して生じた責任の一切は利用者、あるいは作業者または作業請負者が負うものとします。
2. 本情報の利用にあたっては、記載された作業者及び第三者の安全確保のための手段、工具、作業手順等を遵守して利用するものとします。
3. 本情報に基づいた検査を行った結果、部品の取替え、調整等が必要となった場合は、速やかに所有者等のすべての利害関係者へ報告し適切な措置を講ずるものとします。
4. 本情報に記載された機種、部位以外での利用、誤った利用、本情報利用時及び利用後の故障、誤動作、不具合等に起因する利用者及び第三者の損害（通常損害および特別損害、逸失利益およびその他一切の損害を含む）について、弊社は一切その責任を負わないものとします。
5. 本情報を不正に利用あるいは本利用規約に違反したことによって、弊社に何らかの損害が発生した場合、利用者はその損害の一切を賠償するものとします。
6. 本利用規約は昇降機の利用者、本情報の利用者の安全確保のために予告なく変更する場合があります。

２０１０年７月１日
日本オーチス･エレベータ株式会社

<u>建築基準法第１２条第３項</u>

昇降機及び第６条第１項第１号に掲げる建築物その他第１項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

© 2018 日本オーチス・エレベータ株式会社

目次

1.	はじめに	3
2.	警告表示及び諸注意	3
3.	昇降機専門技術者へのお願い	4
4.	検査用具（治具・工具）	5
5.	定期検査報告書等の記入方法について	6
6.	添付書類	6
7.	大臣認定番号と UCMP 型式	7
8.	定期検査報告書（第二面）の記載例	8
9.	定期検査及び定期点検の項目・事項・方法・判定基準	10
10.	戸開走行保護装置　検査表	10

1. はじめに

この説明書は、日本オーチス・エレベータ株式会社（以下日本オーチス）が、当社の設計基準に基づいて昇降機の専門技術者を対象に作成しています。
安全を確保するために、本説明書を熟読して下さい。
検査に当たっては、実機と本書に記載されている写真や挿入図を確認し実施して下さい。

本書に記載の諸作業の実施については、専門技術者（用語の定義を参照）を対象としているので、必要な安全処置については実施されていることを前提としています。

	警告		強制	内容を理解し、且つ使用頻度、利用状況、その他を考慮し、エレベーターを適切な状態に維持して下さい。
	警告		禁止	本資料の内容は、関係者以外の方に開示しないで下さい。 一般の利用者が本資料より知り得た情報をもとに、エレベーターを操作または　運転した場合、思わぬ事故が起こるおそれがあります。

© 2018 日本オーチス・エレベータ株式会社

2. 警告表示及び諸注意

警告表示マークの定義

次の表示の区分は、表示内容を守らず、誤った使用をした場合に生じる危害や損害の程度を説明しています。

	危険	危険事項を守らないと、死亡や重傷に至る重大な事故を起こすおそれが、切迫してあります。
	警告	警告事項を守らないと、死亡や重傷に至る重大な事故を起こすおそれがあります。
	注意	注意事項を守らないと、傷害を負ったり、物的損害が発生するおそれがあります。

次の表示の区分は、本文中の追加説明として記載しております。

★重要	点検時、作業時に留意していただきたい項目を記載しています。 必ずお読みください。
☞参照	説明、手順の中で、ほかの記載を参照する項目の参照先を示しています。
参考	説明、手順についての補足項目、参考項目などを示しています。

3. 昇降機専門技術者へのお願い

専門技術者とは昇降機の保守・点検を専門に行う技術者で、本書では昇降機検査資格者、または昇降機に関し専門の教育、研修を受けた技術者を想定しています。

	警告		感電 注意	主電源を遮断しても一部の機種では、制御盤内に充電部があるので確認を行い注意して作業してください。

© 2018 日本オーチス・エレベータ株式会社

4. 検査用具（治具・工具）

名称	用途	PART NUMBER	外観
ﾉｷﾞｽ	主索測定	JIS B 7507 相当品	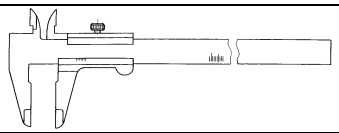
鋼製巻尺	各部測定	JIS B 7512 相当品	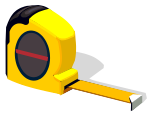
金属製直尺	各部測定	JIS B 7516 相当品	
ｼｸﾈｽｹﾞｰｼﾞ	ﾌﾞﾚｰｷｷﾞｬｯﾌﾟ測定	JIS B 7524 相当品	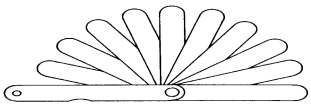
pH ﾒｰﾀｰ	pH 値測定	－	
Brix(%) 測定器	Brix(%)測定		
圧力表示器	圧力測定	JAA21701AAC1 JBA21701AAC1	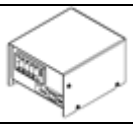
保守ﾂｰﾙ	各種確認	－	
専用パッド ツール	ﾌﾞﾚｰｷﾊﾟｯﾄﾞ厚さ確認	JAA719ABP1	
点検鏡	各部確認	－	

© 2018 日本オーチス・エレベータ株式会社

5. 定期検査報告書等の記入方法について

戸開走行保護装置付昇降機の定期検査報告は定期検査業務基準書 2010 年版の 203 ページに下記の案内がされています。

○定期検査報告書等の記入方法の解説
1) 検査報告書第二面の備考に認定番号と名称（要約でもかまいません）を記入してください。
2) 次の内容を記載した書面を添えてください。
   ① 製造者が指定する検査事項
   ② 製造者が指定する検査方法
   ③ 製造者が指定する判定基準
   ④ 初期値、前回検査時の値等と比較する場合はそれらの項目（初期値等）と値
   ⑤ 検査結果（指摘の状況、測定値等）
   ⑥ その他製造者が指定する必要事項
3) 適用の除外要件を満たさない場合にあっては、特記事項に何が満たさないか具体的に記入してください。
   また、判定基準の解説 2)で判定した場合は、特記事項に必要事項を記入してください。

OTIS の戸開走行保護装置の付いた昇降機は、本書を参考に検査報告をして下さい。

6. 添付書類

ＯＴＩＳの戸開走行保護装置の昇降機は下記の書面を添付して行政報告をして下さい。

○戸開走行保護装置 定期検査及び定期点検の項目・事項・方法・判定基準
○戸開走行保護装置 検査結果表

© 2018 日本オーチス・エレベータ株式会社

7. 大臣認定番号と UCMP 型式

制御盤のデータプレートに『大臣認定番号』と『ＵＣＭＰ型式』が記載されています。
大臣認定番号及びＵＣＭＰ型式別に『戸開走行保護装置 定期検査及び定期点検の項目・事項・方法・判定基準』及び『戸開走行保護装置 検査結果表』の書面がありますので検査を実施する昇降機に適合する。

書面を用意して検査を実施・報告して下さい。

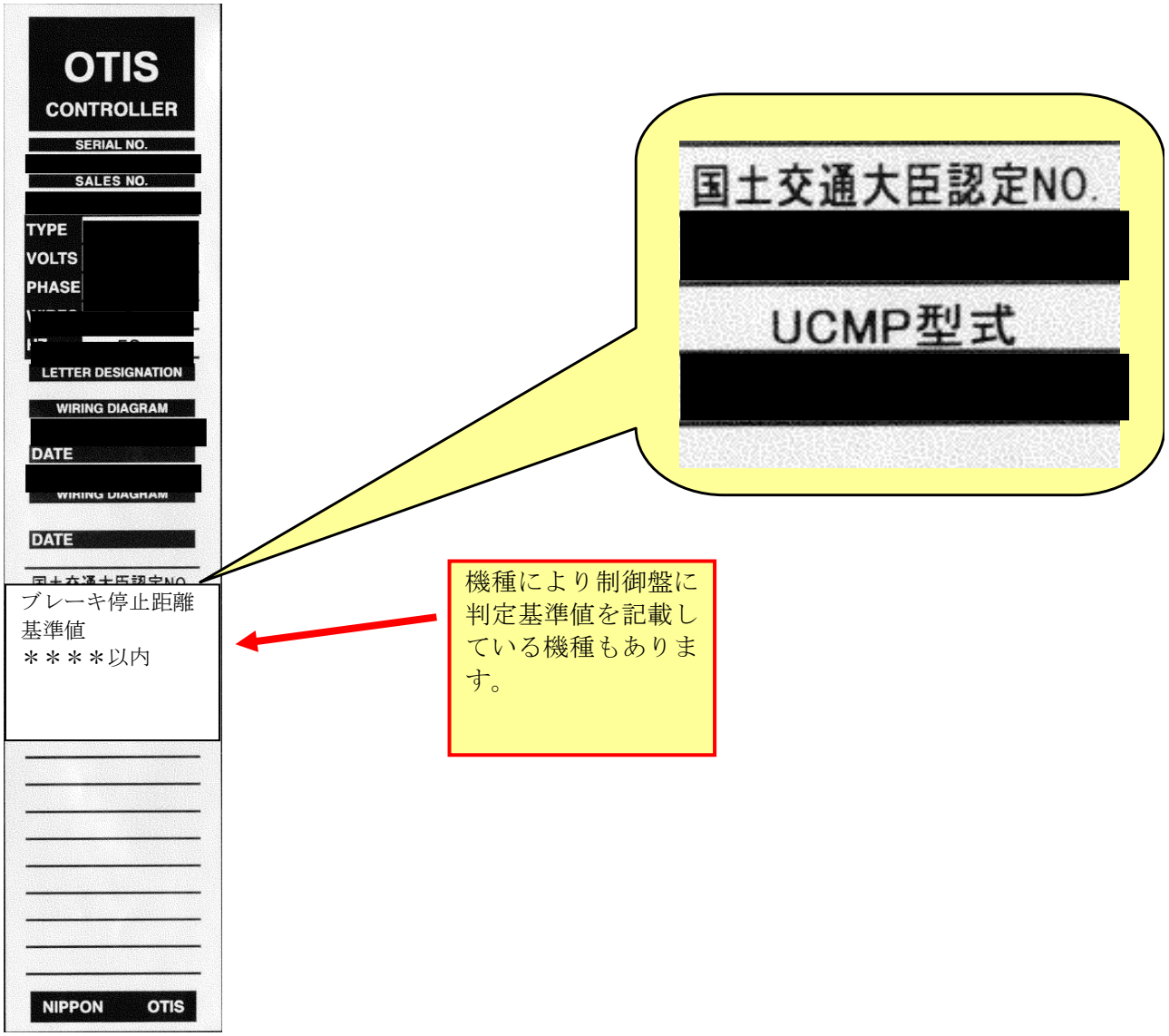

© 2018 日本オーチス・エレベータ株式会社

8. 定期検査報告書（第二面）の記載例

【８．備考】欄に下記のように認定名称及び認定番号を記載する。

【８．備考】
ﾛｰﾌﾟ式ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ DBGL-1 型／ｴﾚﾍﾞﾀｰ／戸開走行保護装置　［認定番号 ENNNUN-0120］

---

9. 定期検査及び定期点検の項目・事項・方法・判定基準

『大臣認定番号』と『ＵＣＭＰ型式』が適合する検査表を『認定番号　一覧表』から選択し『戸開走行保護装置　定期検査及び定期点検の項目・事項・方法・判定基準』を一覧から対応する用紙をダウンロードして記載された内容で検査を実施し判定して下さい。

制動距離の判定基準に関しましては『制動距離一覧表』を参考にして下さい。

10. 戸開走行保護装置　検査表

『大臣認定番号』と『ＵＣＭＰ型式』が適合する検査表を『認定番号　一覧表』から選択し

『戸開走行保護装置_検査表_集約版』又は『戸開走行保護装置_検査表_集約版_東京』よりダウンロードして記載された項目を記入して下さい。

記入に関しましては『昇降機の検査結果表』と同様に記入して下さい。

写真の貼付け等の指定がある項目は写真を貼付けて下さい。

※ 各種ダウンロード書類は同ホームページの
※
戸開走行保護装置
に関する技術情報
本紙+添付資料はこちらのページから→

をクリックしてダウンロードして下さい。

© 2018 日本オーチス・エレベータ株式会社